

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁予防課長

## 避難器具の設置及び維持に関する技術上の基準の細目を定める告示の施行について (通知)

平成 8 年 4 月 16 日に避難器具の設置及び維持に関する技術上の基準の細目を定める告示(平成 8 年消防庁告示第 2 号。以下「告示」という。)が公布された。今回の告示は、消防法施行規則(昭和 36 年自治省令第 6 号)第 27 条第 2 項の規定に基づき、避難器具の設置及び維持に関する技術上の基準の細目を定めたものであり、その内容は、下記のとおりである。

貴職におかれては、下記事項に留意のうえ、その運用に遺憾のないよう配慮されるとともに、管下市町村に対してもこの旨示達され、よろしく御指導願いたい。

### 記

#### 1 告示基準について

- (1) 所要の用語の意義が定められたこと。
- (2) 避難器具を設置する位置、構造、取付部の開口部の大きさ、操作面積、降下空間、避難空地、避難通路等について、避難器具の種類ごとに基準が定められたこと。
- (3) 避難器具専用室を設ける場合における当該避難器具専用室の構造、設備等の基準が定められたこと。
- (4) 避難器具の位置を示す標識及び避難器具の使用方法を表示する標識の設置場所、記載事項等が定められたこと。
- (5) 避難器具の設置場所に関して、避難器具の使用方法の確認、操作等を安全に、かつ、円滑に行うことのできる明るさの確保について定められたこと。
- (6) 避難器具の格納箱等への収納、格納箱等の構造等が定められたこと。
- (7) 避難器具を取り付ける固定部の強度、取付け具の構造及び強度、取付け具を固定する場合の工法等が定められたこと。

#### 2 施行期日

平成 9 年 4 月 1 日から施行することとされたこと。

#### 3 運用上の留意事項

(1) この告示において、取付部の開口部の大きさ、操作面積、降下空間及び避難空地について避難器具の種類ごとに基準が定められたが、その運用に際しては、別紙 1 から別紙 4 までを参考とされたいこと。

(2) 平成 9 年 4 月 1 日において現に存する防火対象物若しくはその部分又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物若しくはその部分における避難器具のうち、告示の規定に適合しないものに係る技術上の基準については、当該規定にかかわらず、なお従前の例によることとされていること(消防法施行規則の一部を改正する省令(平成 8 年自治省令第 2 号)附則第 6 条参照)。

なお、既存の防火対象物の避難器具についても、増設、取替え等の際には、告示の基準に基づいて設置することが望ましいこと。

(3) この告示の制定に伴い、避難器具の点検基準、点検要領及び試験基準について、見直しを行う予定であること。

#### 別紙 1

#### 取付部の開口部の大きさ

避難器具の種類	取付部の開口部の大きさ
---------	-------------

避難はしご (避難器具用ハッチに格納したものを除く) 緩降機 滑り棒 避難ロープ	取付部の開口部を壁面の部分に設ける場合 高さ 0.8m 以上 幅 0.5m 以上 又は 高さ 1m 以上 幅 0.45m 以上 取付部の開口部を床面の部分に設ける場合 直径 0.5m 以上の円が内接できるものであること	
救助袋 (避難器具用ハッチに格納したものを除く)	高さ及び幅がそれぞれ 0.6m 以上で、入口金具を容易に操作できる大きさであり、かつ、使用の際、袋の展張状態を近くの開口部等(当該開口部を含む。)から確認できるものであること	
滑り台	高さ 0.8m 以上 幅 滑り台の滑り面部分の最大幅以上	
避難橋 避難用タラップ	高さ 1.8m 以上 幅 避難橋又は避難用タラップの最大幅以上	

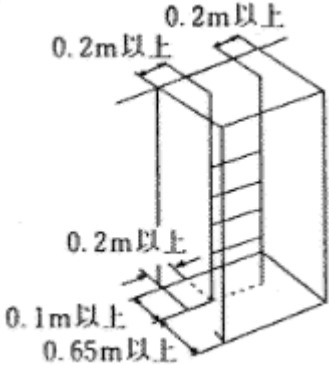
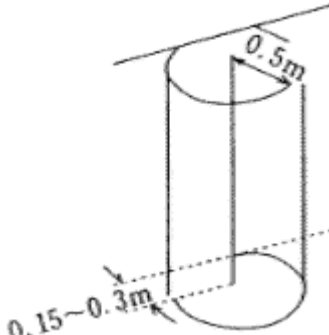
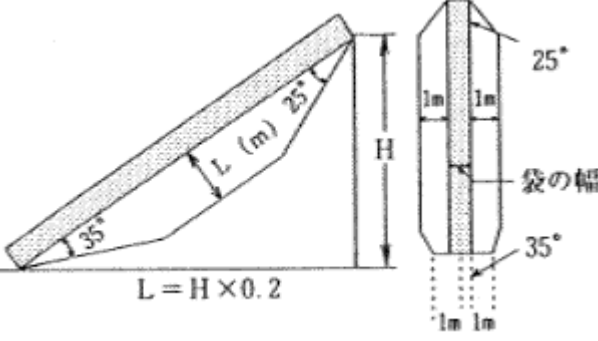
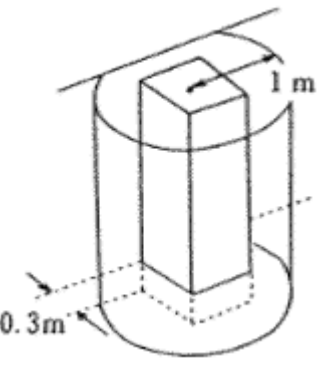
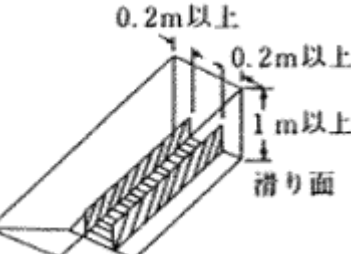
別紙 2

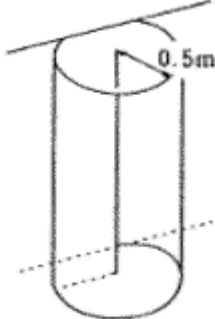
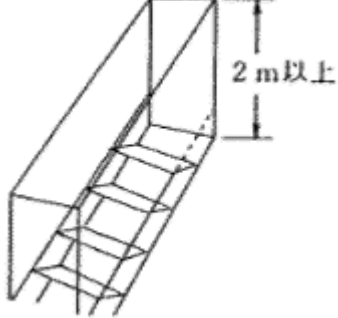
操作面積

避難器具の種類	操作面積	
避難はしご 緩降機 救助袋 (避難器具用ハッチに格納したもの) 滑り棒 避難ロープ	$0.5 \text{ m}^2$ 以上(当該器具の水平投影面積を除く。)かつ一辺の長さはそれぞれ $0.6 \text{ m}$ 以上であり、当該器具の操作に支障のないもの	
救助袋 (避難器具用ハッチに格納したものを除く)	幅 $1.5 \text{ m}$ 以上、奥行 $1.5 \text{ m}$ 以上(器具の設置部分を含む。)。ただし、操作に支障のない範囲内で形状を変えることができるものとし、この場合の操作面積は $2.25 \text{ m}^2$ 以上とすること。	
滑り台 避難橋 避難用タラップ	当該器具を使用するのに必要な広さ	

別紙 3

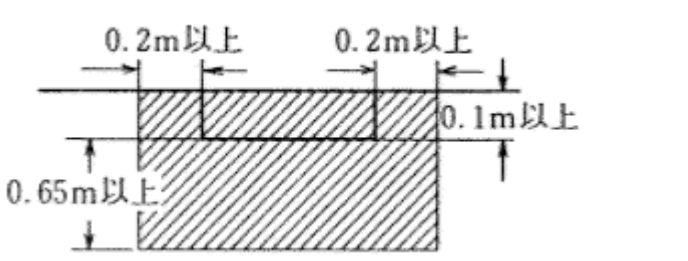
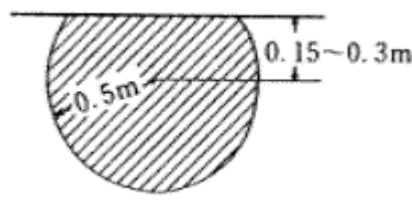
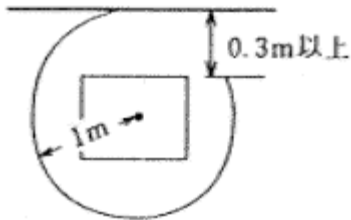
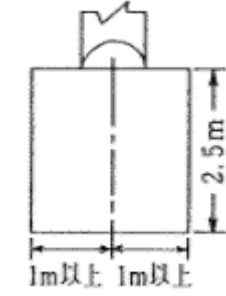
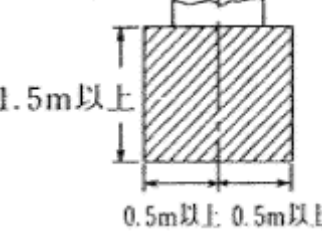
降下空間

避難器具の種類	降下空間	
避難はしご (避難器具用ハッチに格納したものを除く)	縦棒の中心線からそれぞれ外方向(縦棒の数が1本のものについては、横棧の端からそれぞれ外方向)に0.2m以上及び器具の前面から奥行0.65m以上の角柱形の範囲	
避難はしご (避難器具用ハッチに格納したもの) 救助袋 (避難器具用ハッチに格納したもの)	ハッチの開口部から降着面等まで当該ハッチの開口部の面積以上を有する角柱形の範囲	
緩降機	器具を中心とした半径0.5mの円柱形に包含される範囲以上。ただし、0.1m以内の避難上支障のない場合若しくは0.1mを超える場合でもロープを損傷しない措置を講じた場合には突起物を降下空間内に設けることができる。	
救助袋 (斜降式)	救助袋の下方及び側面の方向に対し上部にあつては25°、下部にあつては35°の右図による範囲内。ただし、防火対象物の側面に沿って降下する場合の救助袋と壁面との間隔(最上部を除く。)は、0.3m(ひさし等の突起物のある場合にあっては突起物の先端から0.5m(突起物が入口金具から下方3m以内の場合にあっては0.3m))以上とすることができる。	
救助袋 (垂直式)	救助袋の中心から半径1mの円柱形の範囲。ただし、救助袋と壁との間隔は0.3m以上(ひさし等の突起物がある場合にあっては救助袋と突起物の先端との間隔は0.5m(突起物が入口金具から下方3m以内の場合にあっては0.3m))以上	
滑り台	滑り台の滑り面から上方に1m以上及び滑り台の両端から外方向に0.2m以上の範囲内	

滑り棒 避難ロープ	器具を中心とした半径 0.5m 円柱形の範囲。ただし、避難ロープにあっては壁面に沿って降下する場合の壁面側に対しては、この限りでない。	
避難橋 避難用タラップ	避難橋又は避難用タラップの踏面から上方 2m 以上及び当該器具の最大幅以上	

別紙 4

避難空地

避難器具の種類	避難空地		
避難はしご 緩降機 救助袋 (垂直式) 救助袋 (避難器具用ハッチに格納したもの)	降下空間の水平投影面積以上の面積		避難はしご
			緩降機
			救助袋 (垂直式)
救助袋 (斜降式)	展張した袋本体の下端から前方 2.5m 及び当該救助袋の中心線から左右それぞれ 1m 以上の幅		
滑り台	滑り台の下部先端から前方 1.5m 以上及び滑り台の中心線から左右にそれぞれ 0.5m 以上の範囲		
滑り棒 避難ロープ 避難橋 避難用タラップ	避難上支障のない広さ		